

1. 地域協議会（仮称）設立趣旨(案)

淀川河川公園は、広大で自然豊かな淀川に広がる河川公園として、昭和47年(1972)の一部開園以来、平成22年(2010)4月現在で225.7haが開園し、近年では年間約585万人(平成21年度)の方が利用されている。

本公園には、淀川河川公園全体の整備や管理運営について定めた「淀川河川公園基本計画」があるが、近年の社会情勢や淀川の自然環境、利用の動向など、淀川河川公園をめぐる状況の変化を踏まえ、平成16年(2004)7月より淀川河川公園基本計画改定委員会において公園計画の改定について検討が重ねられ、一般利用者等からも広く意見を聴取し、平成20年8月に「淀川河川公園基本計画」を改定した。

「淀川河川公園基本計画」では、おおむね20～30年間を計画年次とし、「河川は人を含むすべての生物にとって共有の財産」、「淀川における自然環境や歴史・文化、人との関わりを大切にしたい公園とする」、「自然環境や人との関わりを次世代に引き継ぐ」の3つを基本方針とし、「河川形状の修復を図る等、“淀川の自然環境の保全・再生の取り組み”」、「淀川らしい利用」、「淀川特有の自然環境が縦断及び横断方向に連続する“3つのゾーニングの設定”」及び「歴史文化や自然環境などを学ぶ利用プログラム等を実施等の“管理運営”」の方向性を定めている。

また、これらの検討にあたっては、地域に親しまれ、淀川と人とのつながりをより深めるため、多様な主体からなる地域協議会(仮称)をブロック毎に設置し、公園計画の検討、整備及び管理運営に反映するとともに、淀川全体の基本計画やゾーニング計画などの点検を行う全体協議会を設置し、多様な主体と連携を図ることとなっている。

これらの趣旨に基づき、下流域(大阪府守口市域(庭窪河畔・八雲・八雲野草・守口・外島地区)及び大阪市域)における淀川河川公園の方針や計画内容、ゾーニング計画の実現に向けた整備及び管理運営を実施するにあたり、流域住民、関係行政機関、公園管理者等が一体となって助言及び意見を行う「淀川河川公園下流域地域協議会」を設立するものである。

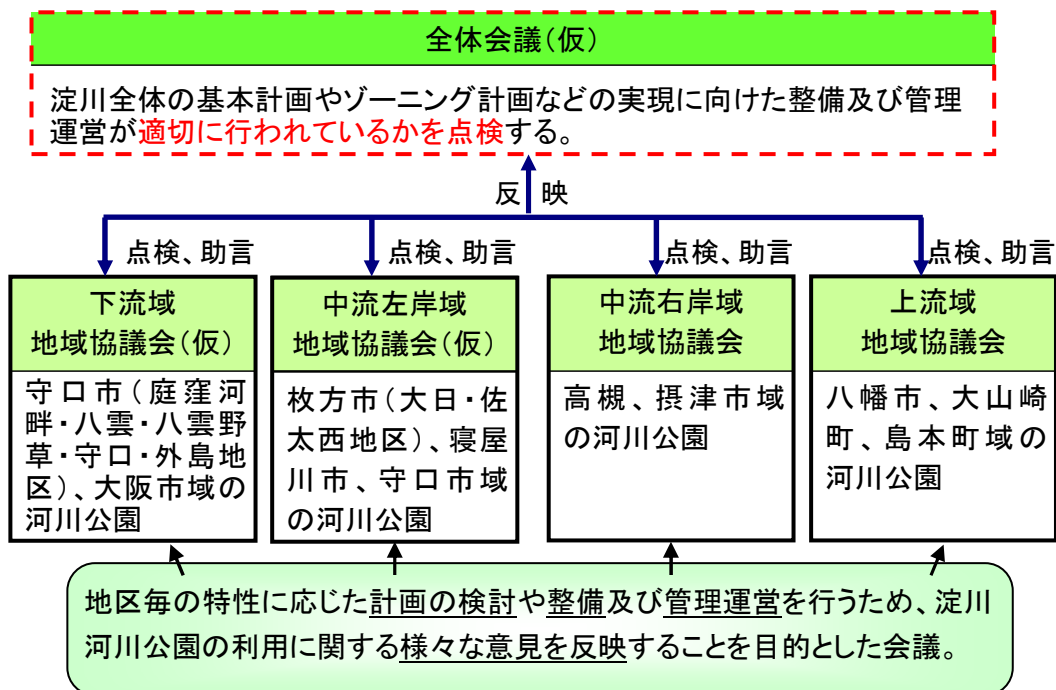
2. 下流域地域協議会（仮称）の位置づけ等

2.1 下流域地域協議会（仮称）の位置づけ

本協議会は、淀川全体の整備及び管理運営状況を点検する「全体会議（仮称）」の下流域（守口市域（庭窪河畔・八雲・八雲野草・守口・外島地区）及び大阪市域）における地域協議会として設置されるものです。

多様な方々からの意見を反映して検討した計画、整備及び管理運営について「全体会議（仮称）」へ反映するとともに、点検や助言を受けながら会議を運営していきます。

赤破線：次年度(H23年度)以降に設置



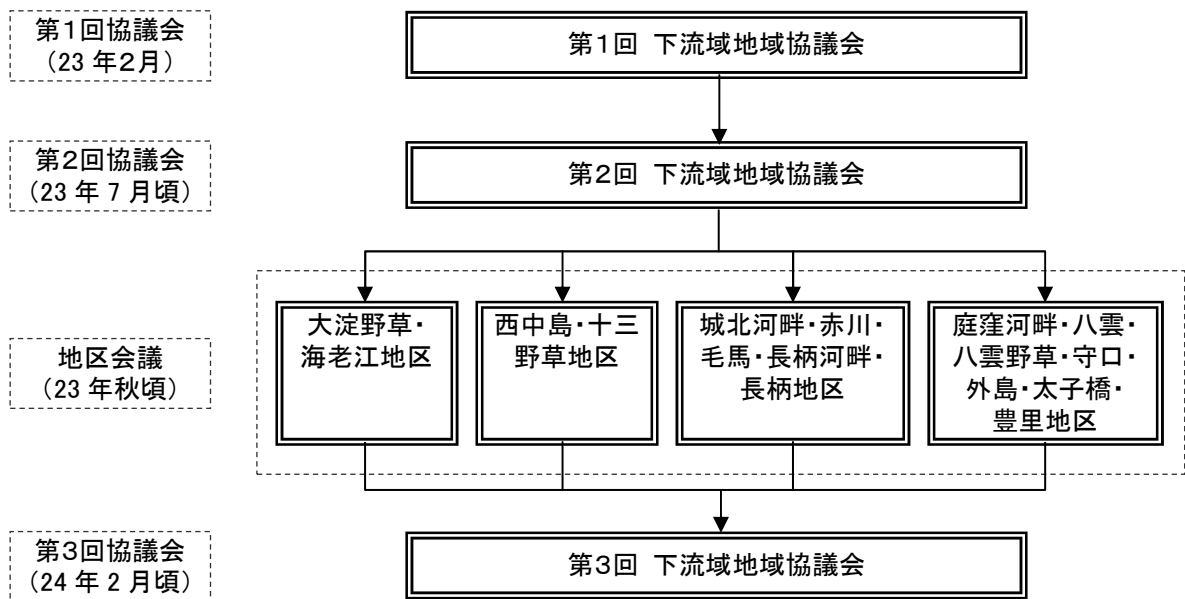
図：地域協議会（仮称）の位置づけ

2.2 下流域地域協議会（仮称）の運営計画（案）

本協議会の対象地域は、守口市域（庭窪河畔・八雲・八雲野草・守口・外島地区）及び大阪市域の淀川河川公園区域において供用を開始している16地区です。

今後およそ5年程度を目途として、整備・再整備を実施することが見込まれる地区について計画の検討や整備及び管理運営について多様な主体による協議を行います。

検討方法としては、全体的な方針・方向性については、「下流域地域協議会」において議論を行い、地域に密着したより具体的な検討が必要とされる場合は、利用者・利用団体、地元自治会等様々な意見をより反映できるよう各地区の関係者による「地区会議」を設置できることとします。



図：下流域地域協議会（仮称）運営フロー図

（参考：淀川河川公園基本計画抜粋）

本協議会の設置について

（抜粋）淀川河川公園基本計画

(3) 多様な主体の参加と連携を図るための仕組みづくり

整備及び管理運営において、利用者や利用団体、地域住民、学識経験者、地元自治体等淀川河川公園に関わる多様な主体の参加を求め、相互の信頼関係に基づいた連携を図る。

この一環として、地域に親しまれ、淀川と人とのつながりをより深めるとともに、淀川河川公園の利用に関する様々な意見を反映するため、多様な主体からなる開かれた地域協議会（仮称）を設置し、地区ごとの特性に応じた計画の検討や整備及び管理運営を行うための協議を行う。

また、本基本計画の方針や計画内容、ゾーニング計画などの実現に向けた整備及び管理運営が適切に行われているかどうかの点検を行うため、地域協議会（仮称）の代表、学識経験者、管理者などからなる全体協議会（仮称）を設置する。